

中津市では 技能検定受検料を 助成します！



市内事業所の技術力向上支援として、受検者若しくは事業者に対し、「技能検定」の受検手数料を助成します。

対象者

- ① 市内に居住し、かつ、市内に事業所を有する企業に勤務している方又は勤務予定である方
 - ② 市内に事業所を有する個人又は法人
- ※①②共に、受検者が市内に住所を有している必要があります。

対象資格

〈技能検定〉

- I. 職業能力開発促進法に基づき実施される検定
- II. 自動車整備士技能検定規則に基づき実施される自動車整備士検定

対象経費

技能検定にかかる受検手数料
(実技試験及び学科試験受検手数料の全額)

手続き

技能検定試験の受検後に申請
(1者につき同一年度2回まで)

申請期限

3月31日

(ただし、各年度の予算額を超えた時点で受付終了)

補助率・補助限度額

補助率

対象経費の2/3以内

補助限度額

- ① 10,000円
- ② 200,000円

(対象者1人10,000円×20人分)

※他の補助金や割引制度を活用した場合、その充当額や割引額を対象経費から差し引きます。

技能検定の職種や申請方法等、詳しくは
中津市のホームページをご覧ください。
<https://www.city-nakatsu.jp/doc/2021071200036/>



申込み・問合せ先

中津市産業経済部 企業立地・雇用対策課

TEL.0979-62-9020(直通) FAX.0979-24-4020

メール:kigyo_koyo@city.nakatsu.lg.jp